

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-18011
(P2004-18011A)

(43) 公開日 平成16年1月22日(2004.1.22)

(51) Int.Cl.⁷
B65D 71/08

F I
B 6 5 D 71/08

テーマコード (参考)
3 E 0 6 7

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 5 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2002-174267 (P2002-174267) (22) 出願日 平成14年6月14日 (2002.6.14)</p>	<p>(71) 出願人 000155229 株式会社明治ゴム化成 東京都新宿区西新宿七丁目2番35号 (74) 代理人 100081329 弁理士 関根 光生 (72) 発明者 井上 伊佐男 神奈川県足柄上郡開成町延沢1番地 株式会社明治ゴム化成本社工場内 (72) 発明者 原 徳昭 神奈川県足柄上郡開成町延沢1番地 株式会社明治ゴム化成本社工場内 Fターム(参考) 3E067 AA12 AA22 AB99 AC03 BA04A BA10A BA18A BB14A CA01 EA03 EB03 EE59 FA04 FB01 FC01</p>
---	---

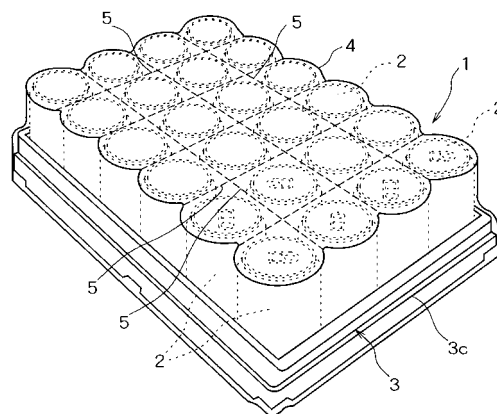
(54) 【発明の名称】 シュリンク包装体

(57) 【要約】

【課題】従来のシュリンク包装体は、開封して一部を取り出すとシュリンク包装状態が保てず、バラバラになるという問題があった。

【解決手段】複数の被包装物を一体にシュリンク包装してなるシュリンク包装体において、シュリンクフィルムにミシン目を設けたことを特徴とする。前記ミシン目は、被包装物の列に沿って設けることが好ましい。また、シュリンク包装体は、トレーに複数の被包装物を収納してなる包装体であってもよいし、単に板状体に複数の被包装物を載置してなる包装体であってもよい。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

複数の被包装物をシュリンク包装してなるシュリンク包装体において、シュリンクフィルムにミシン目を設けたことを特徴とするシュリンク包装体。

【請求項 2】

ミシン目は、被包装物の列に沿って設けてなることを特徴とする請求項 1 に記載のシュリンク包装体。

【請求項 3】

シュリンク包装体は、トレーに複数の被包装物を収納してなる包装体であることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のシュリンク包装体。

【請求項 4】

シュリンク包装体は、板状体に複数の被包装物を載置してなる包装体であることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のシュリンク包装体。

【請求項 5】

被包装物が飲料容器であってトレーに収納してなり、ミシン目を容器列に沿って設けたことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のシュリンク包装体。

【請求項 6】

被包装物が飲料容器であってトレーに収納してなり、ミシン目をすべての容器列の間に設けたことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のシュリンク包装体。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

この発明は、新規なシュリンク包装体に係り、詳しくは、缶、ガラス瓶、ペットボトル、紙パック等の複数の被包装物をシュリンク包装してなる包装体において、開封して一個ずつ取り出してもバラバラにならず残りの被包装物は一体に包装されているようにした新規なシュリンク包装体に関する。

【0002】**【従来技術】**

従来、清涼飲料、ジュース、ビール等の容器には主に缶、ガラス瓶、ペットボトル、紙パックが使われており、これら飲料容器の梱包、運搬はダンボール箱が使用されている。ダンボール箱は、飲料会社の自動梱包ラインにおいて飲料用容器を梱包する際に自動的に組み立てられ、飲料容器を取り出した後は展開状態又は折り畳み状態にすることができるために、特に、大量に使用されるルートセールスに適している。また、飲料容器の梱包、運搬には、トレー型容器に飲料容器を収納した後、全体をシュリンクフィルムで包み込むシュリンク包装の方法が取られている。

【0003】**【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、ダンボール箱は使い捨てであって反復して使用することができないから、省資源の点から問題があるとともに、全て糊付けされているために開封や使用後の折り畳みに手間がかかる。また、ダンボール箱は、飲料容器を取り出し難く作業効率が悪いという問題がある。

【0004】

また、ダンボール箱の場合は、開封すると中の飲料容器がバラバラになって扱い難くなる。そこで、近年、例えば 6 缶を 1 パックに包装してダンボール箱に収納しているが、これらパック包装品をダンボール箱に収納することは、いわゆる二重包装となって資源の消費が一層増大することになる。さらに、ダンボール箱は耐水性が悪いという問題がある。

【0005】

一方、トレー型容器を使用したシュリンク包装体では、どこにも開封口がないためにシュリンクフィルムの一部に孔を明けて、そこから引き裂くように開封するしか方法がなかった。また、開封の際は、一部から引き裂くように開封するために引き裂く方向が一定せず

10

20

30

40

50

開口の大きさが一定しなかった。そのために、開封後は、缶がバラバラになってしまい、扱いに困るといった問題があった。従って、シュリンク包装体においては、トレーは回収して再使用することができるものの、開封の困難さや開封後の残りの被包装物の扱い難さの問題があった。

【0006】

この発明は、上記の現況に鑑みてなされたもので、シュリンク包装体においても、容易にしかも任意の箇所を開封することができるシュリンク包装体を提供することを目的とする。また、この発明は、開封後、任意の被包装物を取り出しても残りの被包装物はバラバラにならず、一体として保管、運搬することができるシュリンク包装体を提供するものである。

10

【0007】

【課題を解決するための手段】

この発明は上記目的を達成するために次のような構成とした。即ち、この発明に係るシュリンク包装体は、複数の被包装物を一体にシュリンク包装してなるシュリンク包装体において、シュリンクフィルムにミシン目を設けたことを特徴とする。前記ミシン目は、被包装物の列に沿って設けることが好ましい。また、シュリンク包装体は、トレーに複数の被包装物を収納してなる包装体であってもよいし、単に板状体に複数の被包装物を載置してなる包装体であってもよい。また、具体的には、被包装物を飲料容器とし、これをトレーに収納してミシン目を容器列に沿って設けたシュリンク包装体とすることができる。ミシン目はすべての容器列に設けてもよいし、一部の容器列あるいは部分的に省略して設けてもよい。

20

【0008】

ミシン目に沿って引き裂くことにより取り出す部分だけを開口させることができ、取り出した部分以外はシュリンク包装状態が保持されており、バラバラになることがない。

【0009】

【発明の実施の形態】

図1はこの発明にかかるシュリンク包装体の斜視図である。シュリンク包装体1において、2は被包装物である飲料缶であり、3は前記飲料缶2を収納するトレーであり、4は前記飲料缶2及びトレー3を包装している熱収縮性を有する合成樹脂製のシュリンクフィルムである。

30

【0010】

前記トレー3は、平面形状であって側壁3aの略中間部の高さ位置に底板3bが設けられており、側壁3aの外面には、略底板3bの高さ位置に段部3cが形成されている。側壁3aは、段部3cの下方が段部3cの上方よりも外側に拡がって形成されている。従って、トレー3同士は、下段のトレー3の側壁上部に上段のトレーの側壁下部を嵌合させることによって相互に段積みすることができる。

【0011】

また、前記底板3bの下面には、収納した缶の荷重で底板3bが弛むのを防止するために、側壁に沿って格子状または十字状の補強リブ3dが設けられている。尚、前記補強リブ3dに代えて、底板3bの下面中央部に側壁3aの下面と同一高さとなる支柱を下向きに突設してもよい。

40

【0012】

前記缶を包装してなるシュリンクフィルム4には、縦横にミシン目5が設けられている。前記ミシン目5は、缶列と缶列の間に位置するように縦横に設けることが好ましい。また、前記ミシン目5は、すべての缶列の間に設ける必要はなく、適宜省略することができる。例えば、図示する実施形態において、長手方向には中央部を省略し側壁側にのみ設けてもよい。

【0013】

上記構成において、シュリンクフィルム4によってシュリンク包装するには、予めシュリンクフィルム4自体にミシン目5を設けて置けばよい。このミシン目5を設けたシュリン

50

クフィルム 4 でのシュリンク包装は、従来と同様に行えばよく、トレー 3 に収納した飲料缶 2 を包み込み、これを図示しないシュリンク包装機で加熱し、シュリンクフィルム 4 を収縮させればよい。

【0014】

次に、上記シュリンク包装体 1 を開封するには、ミシン目 5 の適宜の位置を押圧して破断させ、そのままミシン目に沿って引き裂けばよい。一カ所を破断させて引き裂けば、後はミシン目に沿って縦横に任意の長さだけ引き裂いて開封することができる。開封させる開口の大きさは、取り出す缶の本数によって適宜決めればよい。

【0015】

図 4 及び図 5 は、開封の一例を示す斜視図である。図 4 のように、短手方向の端縁部のミシン目 5 を押圧して破断させ、そのままミシン目に沿って引き裂けばよい。端縁部の列の飲料缶 2 を取り出しても、図 5 に示すように、残った飲料缶は依然としてシュリンク包装の状態が保持されているから、飲料缶がずれたり、バラバラに崩れることがない。

10

【0016】

なお、上記実施形態では、4 × 6 の 24 本の飲料缶をトレーに収納した場合について説明したが、これに限定されるものではなく、20本、18本等任意の飲料缶を収納した場合についても実施できるのは当然である。また、トレーは上記実施形態における構造に限定されるものではなく、被包装物を収納または載置可能なものであれば、単なる板状体であってもよく、合成樹脂製であるとダンボール等の紙製であると木製であるとその材質は問わない。

20

【0017】

【発明の効果】

この発明は上述したところから明らかなように、シュリンクフィルムにはミシン目が設けられているから、ミシン目を押圧することにより手で容易に、しかも迅速に開封することができる。また、ミシン目に沿って任意の大きさに開封することができるから、取り出す本数に合わせてその都度開口の大きさを変更することができる。また、残った飲料容器の部分は、シュリンク包装の状態がそのまま保持されているから、バラバラになることがなくシュリンク包装体として保管、運搬することができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】この発明にかかるシュリンク包装体の一例を示す斜視図である。

30

【図 2】同じく平面図である。

【図 3】同じく断面図である。

【図 4】一部を開封した状態の斜視図である。

【図 5】端縁部の飲料缶を取り出した状態の斜視図である。

【符号の説明】

1：シュリンク包装体

2：飲料缶

3：トレー

3 a：側壁

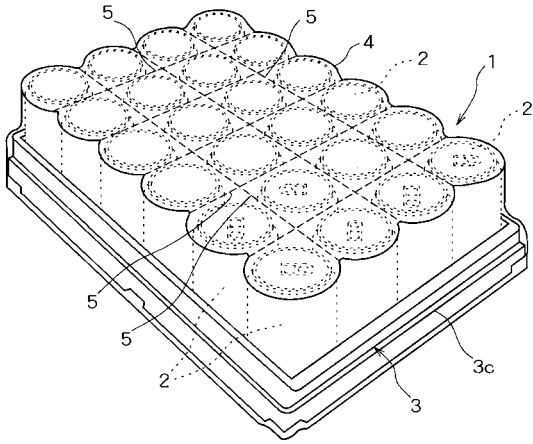
3 b：底板

3 c：段部

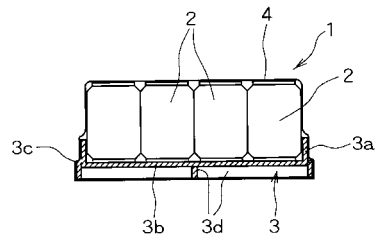
5：ミシン目

40

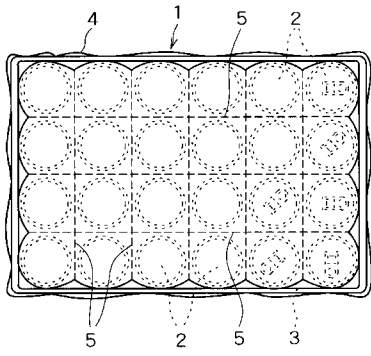
【 図 1 】



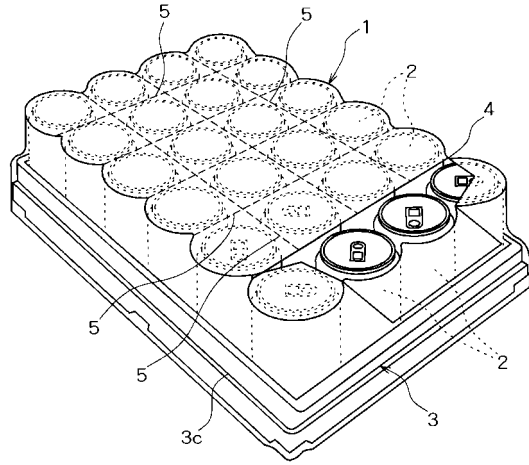
【 図 3 】



【 図 2 】



【 図 4 】



【 図 5 】

